官

令和2年4月7日 火曜日

〇厚生労働省告示第百七十六号

令和二年四月七日 厚生労働大臣 加藤 勝信規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置を次のように定める。新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)第十二条第六号の

新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置

防止のために必要な措置は、施設の換気とする。(平成二十五年政令第百二十二号)第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の(平成二十五年政令第百二十二号)第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の条第一号に規定する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令定により新型コロナウイルス感染症(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)を同法第二策により新型コロナウイルス感染症(同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)を同法第二策の対力が、対している。